

\*\*\* 給水装置工事事業者指定申請・届出関係書類一覧表 \*\*\*

	指定の申請(更新含む)	主任技術者の選任・解任届	指定事項の変更届	事業者(廃止・休止・再開)届
共通	<p>◇「指定給水装置工事事業者指定申請書」様式1</p> <p>◇機械器具調書(別表) ※機械器具の写真【カラー】も添付</p> <p>◇「誓約書」様式2</p> <p>◇給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証コピー、当該技術者が社員と確認できるもの(社員証コピー等)</p> <p>◇事業所の位置図(付近の住宅地図)、事業所平面図</p> <p>◇事業所写真【カラー】(外観、内部及び資材保管場所)</p> <p>◇指定更新時確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容や営業時間等</li> <li>・給水装置工事主任技術者等の研修受講実績</li> <li>・給水装置工事を主に従事し、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況</li> </ul> <p>◇他市の「指定給水装置工事事業者証」のコピー(任意)</p> <p>◇配管技能者(技術検定合格等)関係書類(任意)</p> <p>◇建設業の許可(任意) ◇工事経歴書(任意)</p>	<p>◇「給水装置工事主任技術者選任・解任届」様式3</p> <p>◇選任した給水装置工事主任技術者の免状・技術者証のコピー、当該技術者が社員と確認できるもの</p> <p>・主任技術者が欠けた場合は、その日から2週間以内に新しい主任技術者を選任し、遅滞なく届出をしてください。</p>	<p>◇「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」</p> <p>(1)氏名又は名称、法人代表者の氏名変更</p> <p>(2)住所(事業所の所在地)の変更 ◇位置図、平面図、外観や内部写真</p> <p>(3)法人役員の氏名変更</p> <p>(4)給水装置工事主任技術者の氏名、免状の交付番号の変更 ◇免状・技術証のコピー</p> <p>・変更後30日以内に提出してください。</p>	<p>◇「指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書」</p> <p>・廃止・休止は、その日から、30日以内に提出してください。</p> <p>・再開は、必ず事業開始から10日以内に提出してください。</p> <p>※再開理由によっては、追加で提出する書類が必要となります。</p> <p>※休止中に指定有効期限が経過したら、再開する際に申請と同じ事務手続きが必要となります。</p>
個人	<p>◇住民票写し(コピー不可)</p> <p>※発行後3か月以内のもの</p>		<p>(1)及び(2) ◇住民票写し ◇誓約書</p>	
法人	<p>◇定款(寄附行為)の写し</p> <p>◇登記事項証明書(コピー不可)</p> <p>※証明後3か月以内のもの</p>	<p>「◇定款(寄附行為)の写し」には、原本と相違ない旨及び日付、代表者の記名をお願いします。</p>	<p>(1) ◇定款(寄附行為)の写し ◇登記事項証明書 ◇誓約書</p> <p>(2)及び(3) ◇登記事項証明書</p>	

◇新規登録手数料：20,000円 ◇更新登録手数料：3,000円 指定有効期限：5年 ※更新の該当事業所へは、事前に案内をします。